

職工側

方針定まりハ職水専務ハ今日午前一時  
職工側一黨ニ集メテ會社ハ目下経営難ニ苦  
シミツアリテ到底過大ナル要求ニ應ジ  
得サルモノナルカ點ニ今回ノ要求事項中ニ  
ハ相當審議ヲ要シ早急ニ回答シ得サルモノ  
アリ然ルニ職工側ニ於テハ此矣ヲ顧ミスレテ要  
求書提出ノ其日ニ回答ヲ迫リシカ如キ會社  
トシテハ到底為シ能ハサルコトナリ但シ客年  
十二月會社ハ請員歩増ヲ撤廢シタルカ之レ  
洵ニ止ム得サルニ出テタルコトナルモ職工側  
痛モ亦少ナカラスト察スルヲ以テ自己個人ノ同  
情トシテ今固職工側ニ對シ金四百円ヲ提  
供セムトスルモノナリト只管財撫ニ努メタル  
ニ其結果職工側ノ態度モ余程和サレタル模様  
アリシカ今日午後一時職工代表者西川大川  
堀川ノ三名ハ會社事務ニ會見ヲ求メ種々協議  
ノ結果會社側ニ於テ回答期日ヲ定メ其日ニハ

後案

又ス之ヲ為スヘキ覺書ヲ得ルニ於テハ職工側  
トシテ強テ回答期日ヲ指示スル等ノコトヲ為サ  
ス且其間ハ誠實ニ就業スヘシト申出ラタルニ  
ヨリ會社側ハ之ヲ承認シ覺書トシテ左記  
決定書ヲ交付セシ職工代表者ハ之ヲ諒ト  
シテ全三時引取リタリ  
以上ノ通り中間契約成立シタル結果本日  
出勤職工八十九名(欠勤者)ハ何レモ平常ノ勤務  
ニ復シタルニ付未ル十三日(回答期日)迄ハ別段  
変化ナカルヘシト思料セララル  
右及申(通)報済也

決定書

(原文ノニ)

一 回答ニ於テハ決定事項  
回答ハ十三日午後三時迄ニ文書ヲ以テ代表者ニ  
回答ス(但シ之ヨリ早キコトヲ極メス  
ニ重役會社決定日通)告ノ件